

豊中市農業振興事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業経営の向上を期し、併せて地域農業の円滑な推進を図るため実施する農業振興事業を対象に、補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(豊中市補助金等交付規則との関係)

第2条 補助金の交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内の農業者団体とする。

(補助事業及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる事業及びその内容並びに補助金額は、別表に掲げるところとする。

(補助金の交付申込み)

第5条 補助対象者が補助金等の交付を受けようとするときは、補助金交付申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の7月末までに市長に申し込まなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申込者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の通知を受けた者は、補助金交付請求書（様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業実績報告書（様式第4号）を当該年度内に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支報告書

- (2) 出納簿（写し）
- (3) 領収書（写し）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて、当該報告書の書類の審査等を行うことにより調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助金の交付の決定を受けた者に對し補助金交付確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金等の返還）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金をその目的以外に使用したとき。
- (2) 事業を中止し、又は市長において事業遂行の見込みがないと認めたとき。
- (3) 補助金の額に比し、剩余金を生じた時。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付について必要な事項は、都市活力部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 豊中市農業団体補助金交付要綱（昭和62年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日に一部改正し、同日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日に一部改正し、同日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日に一部改正し、同日から施行する。

別 表

対象事業	内 容	補助対象経費	補助率
豊中まつり・農業祭 農産物直売会	豊中産新鮮野菜を安価で市民に提供する事業	運営消耗品費、会議費、手数料、豊中まつり出店料	10/10
農業講座	農業者が現在の課題や将来の農業にどのように対処していくかを考える場としての時局講演会等	講師謝礼、会場借上料、運営消耗品費、会議費、手数料	10/10
農業先進地技術交換会	農業者の農業経営等の向上に資するための視察研修会事業	バス借上料、通行料、研修費、会議費、手数料	10/10
花き栽培技術育成事業	花き栽培を主とする農業者の栽培技術の向上のための品評会出品事業	大阪府花き園芸連合会品評会事業にかかる出品料、通行料、交通費、手数料	10/10